

犯罪被害に特化した条例の構成等（案）

■ 1. 目的

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

■ 2. 定義

● 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

● 犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族

● 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組

● 再被害

犯罪等により被害を受けたものが当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び被害を受けること

● 市民等

市民又は市内において事業若しくは活動を行う者

● 関係機関等

国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間の支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するもの

● 二次的被害

犯罪行為等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害

■ 3. 基本理念

犯罪被害者等支援は、

● 個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われること。

● 被害及び二次的被害の状況、犯罪被害者等置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行われること。

● 二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮して行われること。

● 市、関係機関等、市民等が相互に連携し、及び協力して行われること。

■ 4. 責務

●市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し実施するものとします。

●市民等の責務

市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域で孤立させないように十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するものとします。

■ 5. 支援の取組等

●相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに関係機関等との連絡調整を行うものとします。

●支援金等の支給

市は、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し支援金等の支給を行うものとします。

●市民等の理解の促進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等の理解を深めるよう、啓発活動等その他必要な施策を講ずるものとします。

●民間支援団体への支援

市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体等が果たす役割の重要性を鑑みて、必要な情報等の提供等の必要な支援を行うものとします。

●支援の制限

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないものとします。